

## 令和3年度第1回契約監視委員会議事概要

1. 日時 令和3年6月11日（金）～18日（金）まで
2. 場所 メール開催
3. 出席者 川崎委員長、秋山委員、山口委員、中沢委員、菊地委員
4. 議題
  - (1) 令和2年度調達等合理化計画の実施状況等について（報告）
  - (2) 特例随意契約制度（新制度）に係る適用法人の指定について（報告）
  - (3) 令和3年度調達等合理化計画（案）について（審議）
5. 議事概要
  - (1) 令和2年度調達等合理化計画の実施状況等について
    - ・事務局から、資料1「令和2年度調達等合理化計画の実施状況等」に基づき報告を行った。その結果、以下の意見（要旨）があったが、今後、システムの再構築にあわせて検討していくこと、および検収制度の運用上の課題、実施状況については今後経理部が実施するモニタリング等を通じ、改善に努め、第3回委員会にて報告することで了承が得られた。
      - 「調達に係る契約権限の明確化と周知」について、人的な統制に加えて、システムによる半自動的な仕組みなどで、事業者への発注を統制していくことは難しいか。あるいは、長期的な課題として検討しているか。
      - すべての調達について、検収担当の事務職員が対応することについて、人的リソース等の問題により対応がおろそかになっていないことを確認するプロセスが現状で十分か否か。
  - (2) 特例随意契約制度（新制度）に係る適用法人の指定について（報告）
    - ・事務局から、資料2「特例随意契約制度（新制度）に係る適用法人の指定について」に基づき報告を行った。
  - (3) 令和3年度調達等合理化計画（案）について
    - ・事務局から、資料3「令和3年度調達等合理化計画（案）」に基づき説明を行った。その結果、以下の意見（要旨）があったが、一者応札低減のための取り組みに関し、今後経理部において辞退理由の更なる分析を行い、改善策を検討するとともに他の独立行政法人と意見交換等を実施し、効果的な取り組みであることが確認された場合は、取り入れを検討していくこと、および契約審査役の事前審査に今回特例随契の適用範囲が

拡大された「製造の請負」及び「物件の借入」を追加することで了承を得られた。

- 一者応札・応募低減のための取組みにおいて、昨年に比べ「履行が困難である」割合が増えているが、取組みに関する記載が昨年と同一である。低減のためのさらなる工夫や対策のアイデアはあるのか。
- 一者応札・応募低減のための取組みにおいて、求める人材や資材を細分化する等、応札、応募可能な状態にすることも検討してはどうか。
- 一者応札の金額増加の主要因について確認し、一者応札回避対応が十分行われていることの検証が必要ではないか。
- 特例随意契約の適用範囲が拡大され、「製造の請負」「物件の借入」が追加されたが、「役務」と同様に、契約審査役の事前審査の対象としているのか。

以上